主任介護支援専門員更新研修まとめの講義

16:10~16:40

主任介護支援専門員更新研修で学んだこと

- ■介護支援専門員への 指導力向上(後進育成)
- ①ケースの課題への介入
- ②介護支援専門員の課題 への介入
- ※方法(ケアカンファレンス、スーパーバイズ、

同行、地域協力)

■主任介護支援 専門員自身のケ アマネジメントカ の更なる向上

- ■地域づくりへの参画
- ①地域課題の発見
- ②地域づくり
- ③行政への提言
- ④普及啓発活動

地域とのつながり

主任介護支援専門員が持つべき 基本的スキル

- ケースの課題を適切に把握する能力
- 介護支援専門員の能力を把握する能力

アセスメント能力 プランニング能力 コーディネート能力 モニタリング能力

- ・質問力(相手に問いかける)
- •指導後の効果を予想する能力
- 利用者にとって最善のケアマネジメントの提供
- ・地域づくりへの参画

スーパービジョンの機能

•管理的機能

義務や禁止事項・組織等のルールをきちんと理解し遂行しているかどうか確認・改善(指示・指摘ではない)

•教育的機能

専門的な知識・技術・倫理などを具体的に教える機能

•支持的機能

バイジーへの心理的サポート・自己覚知を促す

•評価的機能

バイジーの専門性・目的の達成度の評価

事例検討との違い

- 事例検討:事例に即した理解や支援の在り方を 考え、事例そのものの具体的な課題を解決する こと→ 事例そのものに焦点
- スーパービジョン:援助者が事例を材料としてどのような対応をしているのか、どのような考え方をして支援を実践したのかに着目。今の自身の支援について確認・理解し、自分自身で修正・実践していけるようになること
 - → 援助者そのものに焦点

事例検討にスーパービジョンの要素を加味することで、 自身の支援に気づき、事例の課題も解決するヒントを得 ることができる

援助職に必要な姿勢・知識・技術

- 専門職としての人間関係を形成維持する能力
- ケアマネジメントプロセスに必要な基礎力を 持ち、活用できる能力
- 組織・チームの目的の理解
- 予測・見立てができる力
- 社会資源・制度を知り、結びつけられる力・ 交渉力



担当ケアマネはいまどのくらいの習熟度か?

担当ケアマネのアセスメントも大切!

- 背景(職歴・価値観・ケアマネとしての 目標・信念・思考パターン)
- モチベーション(なぜ主任CMに相談しようと思ったのか)
- 対応力(問題解決に必要な基礎力・技術)
- 環境(職場•人間関係•社会資源など)
- 今までの対応(担当CMや周囲の今までの対応)

担当CMが抱える問題 の特徴

何が担当CMの問題なのか



- いつから始まっているのか?
- どう受け止めているのか?
- 目指すゴールと現状の 差異)が見える



アセスメントによって指導助言の 仕方も変わる!

スーパービジョンにおける問いかけ(質問)の 目標及び留意点

(主任CM研修対人援助者監督指導 資料より抜粋)

留意点

目標

バイジーの

- *情報を引き出す
- *思いを引き出す
- *意見・考えを引き出す

- ①わかりやすく、短く
- ②質問内容は一つづつ
- ③関連する質問内容から(少しずつ 重ねるように)
- 4感想や主観、意見を交えない
- (⇒前置きをしない)
- ⑤返答に困っているようなときは質問の内容·方法を変えてみる(なぜ返答にこまっているのかを考えながら)
- ⑥バイジー(担当CM)自身の言葉で自由に応えられるように⇒開かれた質問を有効活用

スーパーバイザーとして求められる能力

- ①アセスメント能力
- ②言語化、伝達する能力
- ③相談援助面接の能力
- 4 エンパワーメントする能力
- ⑤システムの理解と交渉能力

★アドバイスを求められた時、本人が自ら気づくような助言指導ができる(引き出しづくり)

援助者として日々の実践を振り返り向上していく ことが大切!

よりよいスーパーバイザーになるために

- ★ 自らの実践力を向上させていく
 ⇒スーパービジョンを受ける
- ★ スーパービジョンのモデルを学ぶ
 - ⇒実践しながら学ぶ
- ★ スーパービジョンにおけるスキルを習得する
 ⇒訓練を重ねる
- ・・基盤となる理論を身につけ 実践を重ねる・・・



地域づくりに大切なもの

- ・ 地域を知る(データー、地域特性、社会資源)
- ・ 地域の課題を知る(個別ケースからの積み重ね)
- 資源開発・ネットワークを作る(多職種連携)
- 政策提言(政策のアイデアを提供)

一人ではできない



地域の主任CMが連携していく ことが大切



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

─ 支え・支えられる関係の循環

- ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~
- 88 & 4





- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス



◇社会経済の担い手輩出

◇居場所づくり

◇社会とのつながり

する地域文化

◇多様性を尊重し包摂

- ◇地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出
- 地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~
- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- ◇多様な主体による、 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域









交通

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点 から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護の データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・韓害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポンー億総活躍ブラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業 及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き 高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療·介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の 情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、
- 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③ 社会保険診疫報酬支払基金の医疫機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の事施に必要な物品の調達・提
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

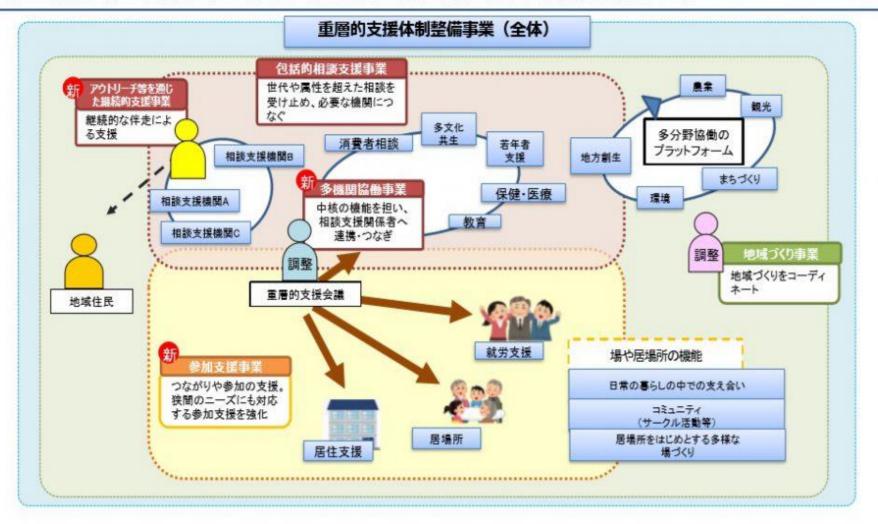
施行期日

供の業務を追加する。

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例に ついては**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- ▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談 支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設 した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、 事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談 支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包 括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援 事業

- ○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり 事業

- ○介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- ○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

5年後への一歩!

Fight



★明日から取り組むこと

①後進育成について

②地域づくりへの参画について

★5年後の私へ一言!